

2011年05月6日

在台湾日系企業
法人代表者殿

台北市日本工商会
理事長 岸本恭太

台北市日本工商会への入会ご案内のこと

台北市日本工商会はここ数年来、従来の親睦を中心とした活動から、台湾政府への積極的提言やメディアへの意見表明など「モノ言う工商会」に変革を図っております。2009年に初めて政府・経済部に個別企業の改善要望事項とマクロ的な主要なる政策提言を加えた「白書」を提出し、その後毎年秋に継続的に提出していることから馬英九政権の注目を集め、既にその政策にも既に一部反映されるようになって参りました。又、「知財保護」では知財勉強会等による啓蒙活動と共に、当局に協力して密輸品の取締りに役立つ「日系企業登録商標権利集」の発行など積極的な活動を展開しております。一方、会員間の部会活動を通じた異業種交流等に加え、会員サービス向上を目指して、「役に立つ工商会」としても専門講師による月例講演会の他、法務税務無料相談室の開設、空港でのスムーズな入出国手続きを支援する「快速通関」証明書の一括申請、サイエンスパークへの見学会実施などを行っております。

今後もこのような工商会活動を根付かせることは、台湾における日系企業が将来に渡り安定的発展に必要な活動と信じております。台湾全体における日系企業は約1500社と見られております一方、現在の会員企業数は約400社強に留まっており、工商会活動の「輪」を一層広げていきたいと考えております。つきましては、御社にも台北市日本工商会の活動に参加頂きたく下記ご案内申し上げます。ご入会につきご検討の程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 工商会の活動概要

台北市日本工商会は1971年3月26日に当時の会員企業数143社で設立した台湾の人民団体法に基づく社会団体です。営利を目的とせず、会員相互の業務上の便宜を増進し、親睦と共に日台親善並びに両国間の貿易、経済合作の発展に寄与することを目的としています。最近では活動を活発化し、「モノ言う工商会」「役に立つ工商会」として会員企業の声を直接台湾政府に訴える「白書」の作成や「知財啓蒙活動」についても積極的な提言活動を行っております。

2. 会員資格と構成、会員数

① 会員資格；

(a) 法人会員； 台北市近郊の日本法人の支店・事務所・事業所及び合弁企業（50%以

上が日系出資)の日本人の法人代表を正会員とします。但し、日本人役員が常勤しない合弁企業はその法人代表の国籍は問いません。

法人会員は所属駐在員数による正会員数を基準に一号正会員と二号正会員に分かれます。例えば所属駐在員の正会員数が4名の場合は、そのうち一号正会員数は2名となり、残り2名は二号会員をなります。(会則により所属正会員数により区別されています)

会費は一号正会員に対して徴収されます。二号正会員は会費不要ですが、一号正会員を代理するか、又は臨時会費を払って月例会等に参加することは出来ます。但し二号正会員は年総会等での議決権・投票権はありません。

- (b) 準会員； 法人会員でない組織に所属する日本人が理監事役員会で承認を得られれば準会員になれます。会の活動には参加できますが、総会等での議決権や・投票権はありません。

② 会員数 (2011年3月末現在)

法人会員	411社	
正会員	810名	うち一号正会員 496名、二号正会員 314名
準会員	16名	

3. 組織と主な活動

① 総会・理監事役員会と事務局

総会は毎年4月下旬に開催され、役員改選(一年任期)、会則の変更、事業報告の承認と新規事業計画と予算等重要議案の審議と承認を行います。日常業務は21名の理事(うち理事長1名と常務理事2名を含む)と3名の監事からなる理監事役員会が分担カバーしています。理監事役員会の下に事務局があり日本人総幹事1名と6名のスタッフがおります。(事務局は台湾日本人会と兼ねております)

② 委員会及び部会

理監事役員会の下に横断的組織として6つの委員会と、縦割りの業界を大括りにした15の部会があります。委員長と部会長は原則理監事役員メンバーから理事長の依頼により選出されています。

<委員会>

総務委員会； 毎年の新年会、定期総会、事務局管理など業務全般を管理しています。労工委員会と会員企業の抱える労務問題につき定期的交流会を開催しています。

- 催事委員会 ; 月例会での講演会・セミナー等の企画、その他親睦活動全般を主宰しています。
- 会報委員会 ; 年2回発行の会報誌及びその他経済動向月報の取り纏めを行っています。
- 商務広報委員会 ; 日本や地元経済団体との交流、台湾政府機関との折衝、白書・政策提言の取り纏め、外国工商会やメディアとの交流などの窓口を担っています。
- 基金運営委員会 ; 日台親善及び貿易経済合作の発展に寄与する目的の一環として日本語系大学・高校や福祉慈善団体への寄付支援事業を行い、又桜の植樹など地域社会との共生を図っています。
- 知的財産委員会 ; 会員の「知的財産権保護」と知財マインド向上の為、会員企業が直面する知的財産権問題の解決を図る為、台湾政府に会員企業の要望を網羅的に纏めた「要望書」の提出や会員企業が保有する商標の保護を目的とした「在台湾日系企業登録商標権利集」の発行を行うと同時に、隔月の勉強会セミナーを開催し知財情報の共有を図っています。

* 台北市日本人学校運営委員会にも工商会より代表委員1名を派遣参加し、子女教育の安定にも適宜支援しています。

<部会活動>

下記の15の部会に分かれて会員企業は部会活動に参加しています。(複数参加可)
繊維部会、医薬品部会、化学品部会、一般機械部会、自動車部会、電機電子部会
情報通信部会、金属部会、食料物資部会、運輸観光サービス部会、建設部会、
金融財政部会、商社部会、流通部会、合弁会社部会

4. 会員の活動・メリット

- ① 会員は月例会(毎月第一金曜日、国賓大飯店)にて外部講師の講演会やセミナーに参加することができます。講演会は会員関心度の高いテーマ(例えば、労務問題や経済問題等)や日頃機会の少ない講師のユニークな話を直接聞くことができます。又、業界別の部会に参加することにより同業他社からの情報共有や異業種交流などにより新鮮な情報を得られることができます。
- ② 会員企業の管理職(経理以上)には台湾での「外国籍商務人員出入国快速通関制度」が適用されます。会員は本会の推薦並びに経済部の審査を受けて、内政部警政署入出境管理局の認可で桃園空港での指定快速通関ゲートで入出国することができ、非常に便利となります。(申請手続き方法はホームページをご参照下さい)
- ③ 会員は「知的財産権保護」につき、知的財産委員会を通じて情報を共有できます。知的財産勉強会や登録商標権利集、政府取締当局向けの真贋鑑定説明会への参加を通じて、御社の知的財産権保護の支援を受けることが出来ます。また、知的財産

権保護に関する相談窓口を設けています。

- ④ 会員は提携法律事務所（萬国法律）・公認会計士事務所（デロイト）のご協力により「法務無料相談室」「税務会計無料相談室」で、諸々の企業トラブルへの最初のアドバイスを得られることが出来ます。（詳細はホームページをご参照下さい）

以上

<参考>

会費の徴収

- ① 法人会員 入会金 4,000 元
会費 一口につき月額 2,500 元 （年一括前払い）

口数計算方法は法人会員所属日本人駐在員数による

日本人駐在員数	2名まで	1口
	4名まで	2口
	7名まで	3口
	10名まで	4口
	15名まで	5口
	20名まで	6口
	21名以上	7口

- ② 準会員 入会金 1,000 元
会費 月額 1,250 元 （年一括前払い）

入会申込み方法

入会申込書（ホームページよりダウンロード）に既入会員である二社の法人会員代表者の推薦を必要とし、理事役員会の承認を得てから入会金及び会費納入後、入会手続きが完了します。部会参加申し込みは別途事務局宛て申請し、部会長の承認が得られれば部会員となります。

事務局所在地

台北市中山北路二段 57 - 1 号 三明大楼 7 階 （国賓大飯店の並びです）

電話 (02) 2522-2163 FAX (02) 2561-9767

E-Mail jccit@ms27.hinet.net ホームページ www.japan.org.tw

担当者 山本幸男（総幹事）、
黄俊傑（副総幹事）、
陳盈穎